

# 福岡県公報

平成十八年七月三十一日  
第二千五百六十四号  
増刊 ①

告示（第十四百三十五号）  
目次

○福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

（農業経済課）……………一

## 福岡県告示第十四百三十五号

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成十八年七月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
福岡県農業近代化資金利子補給規程（昭和三十七年二月福岡県告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表を次のように改める。

農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン	利子補給率
第一 福岡県園芸農業等	法第二条第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同額が同条第一項第一号に掲げる者に貸し付けの場合
第二 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン	法第二条第二項第一号
第三 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン	法第二条第二項第一号

五 合対策補助金交付要綱（平成十八年四月）	総合対策事業費補助金交付要綱（平成十八年六月一日付け十八生野第一号）別表（第二条関係）一（二）のア重点品目产地強化に係る採択基準の一（五）に規定する品目に係る農業近代化資金を借り入れる場合
六 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン	二 減農薬・減化学肥料栽培を推進するため知事が別に定める農業機械等の整備に係る農業近代化資金を借り入れる場合
七 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン	三 バイオマスの環づくり交付金実施要領（平成十七年四月一日十六環第三百号）別添一（第二の一関係）事業メニュー（一）アに掲げる施設整備及び（三）ア（ア）及び（イ）に掲げる施設整備に係る農業近代化資金を借り入れる場合
八 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン	四 家畜排せつ物の処理・利用を促進するため知事が別に定める農業機械等の整備に係る農業近代化資金を借り入れる場合

インの制定について（平成十七年四月一日付け十六経営第八千八百七十号農林水産省経営局長通知）第三の二の（三）に基づき通知される基準金利（以下「基準金利」という。）から法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件（平成十四年六月農林水産省告示第千百八十二号により定められた利率（以下「農林水産大臣が定める利率」という。）を二で除した率を控除した率

七 力のある水田農業の 展開方向(平成十五 年六月二十四日付け 十五農振水第三十一	七 福岡県らしい競争 のための水田農業の 面養殖事業に必要な 施設の改良、造成又 は取得に要する資金 に限る。)	六 前五項のいずれか に該当する場合であ つて、かつ、その借 入者が認定農業者等 であり農業経営基盤 強化促進法(昭和五 十五年法律第六十五 号)第十二条第一項 に規定する農業経営 改善計画に即して農 業経営の展開を図る のに必要な農業近代 化資金を借り入れる 場合は、資金使途の 内容がふ化室、養魚 池、飼料倉庫等内外 面養殖事業に必要な 施設の改良、造成又 は取得に要する資金 に限る。)	六 前五項のいずれか に該当する場合であ つて、かつ、その借 入者が認定農業者等 であり農業経営基盤 強化促進法(昭和五 十五年法律第六十五 号)第十二条第一項 に規定する農業経営 改善計画に即して農 業経営の展開を図る のに必要な農業近代 化資金を借り入れる 場合は、資金使途の 内容がふ化室、養魚 池、飼料倉庫等内外 面養殖事業に必要な 施設の改良、造成又 は取得に要する資金 に限る。)	基準金利から農林水產 大臣が定める利率を控 除した率に認定農業者 に対する融通する農業 近代化資金の実質金利 に関する取扱について (平成十四年七月一日 付け一四経字第千七百 四十九号農林水產省經 營局長通知)により通 知される実質金利で當 該貸付に係る償還年数 に該当する利率を二で 除し小数点以下第四位 を四捨五入した上で、 小数点以下第二位を二 捨三入又は七捨八入し ○・○○%単位とした率 を加えた率	基準金利から農林水產 大臣が定める利率を控 除した率に○・一 %を加えた率
農林水産大臣が定める 利率が年二・〇%以下 の場合	農林水産大臣が定める 利率が年二・〇%以下 の場合	八 前七項のいずれに も該当しない場合	八 前七項のいずれに も該当しない場合	農林水産大臣が定める 利率が年二・〇%以上 の場合は、農林水產大臣 が定める利率を控除した 率に○・一 %を加えた率	農林水産大臣が定める 利率が年二・〇%以上 の場合は、農林水產大臣 が定める利率を控除した 率に○・一 %を加えた率
農林水産大臣が定める 利率を控除した率	農林水產大臣が定める 利率を控除した率				

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金利子補給規程の規定は、平成十八年七月一日以後に承認した農業近代化資金から適用する。

八 前七項のいずれに も該当しない場合	基準金利から農林水產 大臣が定める利率を控 除した率に○・一 %を加えた率	農林水產大臣が定める 利率が年三・三%以上 の場合は、農林水產大臣 が定める利率を控除した 率に○・一 %を加えた率	農林水產大臣が定める 利率が年三・三%以上 の場合は、農林水產大臣 が定める利率を控除した 率に○・一 %を加えた率